答申 第　44　号
令和8年 11 月 5 日

所沢市議会議長 粕谷 不二夫 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会
会長 德永 眞澄

答 申 書

令和8年 7 月 17 日付けで貴職から受けた、令和8年 1 月 27 日付けでなされた公文書公開請求に対してなされた公文書公開決定（所議第 1052 号。以下、「本件公文書公開決定処分」という。）に対する審査請求に係る諮問（諮問第 49 号）について、次の通り答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和8年2月5日付け所議第1052号により、所沢市議会議長（以下、「処分庁」という。）が行った本件公文書公開決定処分は、妥当であり、本件審査請求を棄却する。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和8年1月 27 日、所沢市情報公開条例第6条第1項の規定により、処分庁に対し、本件公開請求対象文書（2025 年 12 月 17 日の粕谷議員の議会欠席届、同欠席届に提出日、提出時刻を確認できる文書等）に係る公開請求を行った。

2 処分庁は、令和8年2月5日、請求内容のうち「令和7年 12 月 17 日の粕谷議員の議会欠席届」について本件公文書公開決定処分を行った。

3 審査請求人は、令和 8 年2月 13 日、本件公文書公開決定処分を知った後、令和8年5月7日、本件公文書公開決定処分を不服とし、公文書公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書の両方の発行及び非公開決定通知書の理由付記等を求めて、審査庁（所沢市議会議長）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件公文書公開決定処分を取り消し、再確認の上、公文書公開決定通知書と公文書非公開決定通知書の両方を発行すること。公文書公開決定通知書には公開決定された欠席届は欠席した議員が作成したものでない旨を記載すること、公文書非公開決定通知書の理由は、文書不存在となっている理由や背景を請求者が理解できるように理由付記をすることを求める。

2　審査請求の理由

議員の欠席届は、所沢市議会会議規則第2条に基づき、適正に提出・処理されるべき公文書である。しかし、公開された欠席届には具体的な理由の記載がなく、議会事務局が起案・作成したものであって欠席議員本人が自ら作成・提出したものではない等の不備がある。したがって、単に現状の欠席届を公開決定するだけでは所沢市議会基本条例及び所沢市情報公開条例の目的である議会・市政の透明性及び説明責任を果たしておらず、決定の取り消しと適正な決定通知書の再発行並びに理由付記を求める。

第4　処分庁の説明の要旨

処分庁の説明は、弁明書の内容から以下のとおりである。

議員の欠席については、口頭や電話連絡等を受けた議会事務局が欠席届を作成・起案し、議長（又は副議長）が決裁する運用を行っている。本件公文書公開決定処分において公開した文書は、処分庁が実際に保有し決裁を行った「令和7年 12 月 17 日の欠席届」そのものであり、保有する対象公文書をそのまま公開決定した処分は適正かつ妥当である。

第5　審査会の判断の要旨

1　公文書公開制度は、実施機関が保有している公文書を請求に応じて公開する制度である。処分庁が保管・保有している「令和7年 12 月 17 日の粕谷議員の議会欠席届」について、所沢市情報公開条例に基づき公開決定を行ったことは妥当である。

2　審査請求人は、欠席届の作成手続や理由記載の不備等を理由に本件公文書公開決定処分の取り消し等を求めているが、情報公開制度は現に存在する公文書の開示・非開示を判断するものであり、公開対象文書の作成経緯や運用上の適否そのものを直接の理由として公開決定を取り消すことはできない。処分庁が保有する対象文書を特定し、全部公開とした決定に不当な点は認められない。

3　結論

以上のことから、審査会は前記のとおり判断する。

（付言事項）

なお、当審査会としては、議会欠席届の運用に関して、公文書の管理及び市民への説明責任の観点から、運用方法等について研究に努められるよう付言する。